

# 役員報酬規程

## (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人愛光（以下「法人」という）定款第 10 条及び第 24 条の規定に基づき、評議員及び役員（理事及び監事）（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

## (報酬等の支給)

第 2 条 役員等に対する報酬は、別表 1 の通りとする。

## (費用弁償)

第 3 条 役員等が理事会、評議員会への出席等法人業務のために本部事業所等に来所する場合の費用弁償は、別表 2 のとおりとする。

## (旅費)

第 4 条 役員等が法人業務のために出張したときは、法人旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

## (報酬等の支給方法)

第 5 条 役員等に対する報酬等の支給時期については、次の各号に応じて定める時期とする。

- (1) 職員兼務理事は、職員給与規程に準じた支給日とする。
- (2) その他の役員等に対する報酬は、年間を通じた出席状況により、翌年度 4 月に支給する。

## (公表)

第 6 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 に定める報酬等の支給の基準として公表する。

## (改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

## (補則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

(別表1)

	常勤		非常勤
	定年前	定年後	
理事長	} 100,000 円 <sub>(月)</sub>	160,000 円 <sub>(月)</sub>	200,000 円 <sub>(月)</sub> + 15,000 円 <sub>(日)</sub>
副理事長		—	100,000 円 <sub>(月)</sub> + 15,000 円 <sub>(日)</sub>
総括施設長		140,000 円 <sub>(月)</sub>	—
業務執行理事		120,000 円 <sub>(月)</sub>	—
理事	—	—	15,000 円 <sub>(日)</sub>
監事	—	—	15,000 円 <sub>(日)</sub> 20,000 円 <sub>(監査実施日)</sub>
評議員	—	—	10,000 円 <sub>(日)</sub>

\* 常勤役員には、6 月、12 月に「季節手当」として各 1 か月分（役員報酬）を支給する。

(別表2) 費用弁償額

役職区分	報酬額
理事長	交通費実費
理事	交通費実費
監事	交通費実費
評議員	交通費実費